

索道安全報告書

令和6年度

株式会社糸魚川シーサイドバレー

第1クワッドリフト

第2ロマンスリフト

第3ロマンスリフト

第5ロマンスリフト

第6ロマンスリフト



1. 利用者みなさまへ

日頃は、スキー場・塩の道温泉、歩荷茶屋等の施設をご利用いただき有難うございます。本報告書は、鉄道事業法第19条の4等に基づき公表するものです。冬期シーズンにおいては、安心して索道（リフト）を利用していただける様、点検・メンテナンスを行っております。そして法令に基づき、輸送の安全を第一として業務を遂行いたしております。また、一層の安全確保の取組みに、皆さまからのご意見をいただければと思います。よろしくお願いたします。

株式会社糸魚川シーサイドバレー
代表取締役社長 吉田 祐介



2. 基本方針と安全目標

(1) 基本方針

索道輸送業務においては、安全第一の意識をもって業務に従事し、安全に係る行動規範（下記）を理解し、輸送の安全確保に努めるものであります。

- ・ 一致団結して輸送の安全につとめること。
- ・ 輸送の安全に関する法令及び関連する当社「安全管理規定」をよく理解するとともに、これを遵守し、厳正、忠実に職務を遂行すること。
- ・ 常に輸送の安全に関する状況を理解すること。
- ・ 職務の実施に当たり、推測に頼らず確認の励行に努め、疑義のある時は最も安全と思われる取り扱いに努めること。
- ・ 事故、災害等が発生した時は、人命救助を最優先に行動し、すみやかに安全適切な処理を行うこと。
- ・ 情報は漏れのないよう迅速、正確に伝えること。
- ・ 常に問題意識を持ち、必要な変革に取り組むよう努めること。

(2) 安全目標

令和6年度輸送安全目標

- ・ 索道人身傷害事故0
- ・ 異常・不具合の早期発見、対応
- ・ 日々の点検と安全意識の徹底

令和6年度は人身障害事故及び死亡事故については、誠に残念ながら索道人身傷害事故1件が発生いたしました。今回の事故を教訓として、令和7年度も輸送安全目標を遵守し、無事故に努めてまいります。尚、事故対応及び、事故報告等は迅速尚且つ、適正に関係各所に対して処理させていただきました。今後は再発防止に従業員一同全力で努めて参ります。

3. 事故等の発生状況とその再発防止処

(1) 索道運転事故（索道人身障害事故）

事故は誠に残念ながら1件発生いたしました。乗車時に搬器から転倒される事象でございました。係員が停止装置にて対応いたしました。肋骨の亀裂骨折事故という結果となりました。その後直ちに従業員一同緊急安全ミーティングを開催、情報共有を図り、減速装置・非常停止装置の押し遅れのないよう、索道係員に周知いたし、あらためて最重要事項は安全第一であると再確認いたしました。今後は従業員一同、再発防止に全力で努めて参ります。

(2) 災害（地震や暴風雨、豪雪など）

令和6年度は令和7年3月8日に判明した第5・第6リフトに電源を供給する送電線支柱が破損する事故により3月8日から3月23日までの16日間、第5・第6リフトを運休させていただきました。後日の現場確認で小規模な地滑りにより支柱が折れたものと判明いたしました。また強風時安全確保のため、運行を停止した日がありました。お客様にはご不便とご迷惑をおかけして申し訳ありませんでした。尚、支柱の修理については、来シーズンに向けて適正に修理を行います。

(3) インシデント（事故の兆候）

令和6年度、北陸信越運輸局へのインシデント報告はありません。

(4) 行政指導等

令和6年度においては、改善指示事項はありませんでした。来シーズンのオープンに向け、点検整備を行ってまいります。

4. 輸送の安全確保のための取組み

(1) 索道従業員の育成

弊社では、シーズン営業開始前に冬季従業員に、オフシーズンに整備した内容及び各業務についての安全教育を実施しております。



(2) 緊急時対応訓練

毎年、シーズン営業開始前に、索道従業員及びパトロール、圧雪車運転者も一同に救助訓練を実施しております。又、普通救命講習を、全員に受講させております。

(3) 安全のための投資と支出

弊社では安全の向上並びに索道施設の維持管理のために、毎年、整備計画に則って施設の整備・修繕を行っております。



5. 利用者の皆様との連携とお願い

(1) お客様の声を形にします。

より安全な索道をつくる為皆様からお寄せいただきました声を役立てます。

(2) 皆様へのお願い（告知）

① 当スキー場では、皆様の安全を守る為に最善の努力を尽くしています。

皆様は次の事柄をよく理解の上、別に定められた「スキー場の行動規則」を守って事故のないようにして下さい。

スノーボーダーは「スキー」を「スノーボード」と読み替えて下さ。

② スキー場には様々な危険が潜んでいる場所、その事をよく認識し皆様から危険回避行動を取って貰う必要があります。

スキー場に一步踏み出した時から「自己責任」の下で安全な行動をしてください。

1、スキーには次のような特有の危険があることをご承知の上、これをご自分の注意により避けるようにしてください。

- ① 雪・風・霧など、天候による危険
- ② がけ・凸凹など、地形による危険
- ③ アイスバーン・雪崩など、雪の状態による危険
- ④ 岩石・立木など、自然の障害物による危険
- ⑤ リフト施設・建物・雪上車両など、人口の障害物による危険
- ⑥ 他のスキーヤーとの接触による危険
- ⑦ 自らの失敗による危険

2、スキー場管理区域の外に出ないでください。管理区域内でもコースに指定されていない所には出ないで下さい。

3、保護者の目の届かない所でのお子様の単独行動は、お止め下さい。

4、当スキー場では、この告知及びスキー場の行動規則の無視・軽視による事故等には責任を負いかねます。又自然の景観を損ねないよう立木にはマットを巻いておりません。スピードに十分注意してお滑り下さい。

以上の事柄を承認できない方は、当スキー場でのスキーをお断りします。

スキー場の行動規則

- 1、他人を傷つけたり、おびやかしたりしてはならない。
- 2、地形・天候・雪質・技能・体調・混雑等の状況に合わせてスピードをコントロールし、いつでも危険を避ける為に止まれるよう、滑り方を選ばなければならない。
- 3、前にいる人の滑走を妨害してはならない。
- 4、追い越すときは、その人との間隔を十分にあげなければならない。
- 5、滑り出すとき、合流するとき、斜面を横切るときは、上をよく見て安全を確かめなければならない。
- 6、コースの中で座り込んではいけない。転んだときはすばやくコースをあげなければならない。
- 7、登るとき、歩くとき、止まるときは、コースの端を利用しなければならない。
- 8、スキーやスノーボードには、流れ止めをつけなければならない。
- 9、掲示・標識・場内放送等の注意を守り、スキーパトロール・スキー場係員の指示には従わなければならない。
- 10、事故に出会ったときは救助活動と通報に協力し、当事者・目撃者を問わず身元を明らかにしなければならない。

財団法人日本鋼索交通協会
財団法人全日本スキー連盟
社団法人日本職業スキー教師協会
全国スキー安全対策協議会
日本スノーボード協会

(3) リフト乗車時の注意事項

- ① 乗り方に慣れない又は不安のあるお客様は、係員にそのことを申し出てください。
- ② 空き缶・煙草の喫煙・その他の物品を、乗っているリフトから投げ捨てないでください。
- ③ 搬器からの飛降り、搬器を揺らさないで下さい。
- ④ 衣服・携帯品・髪の毛などが、施設に巻き付かない様に注意して下さい。
- ⑤ 改札後は係員の指示に従って下さい。

6. ご連絡先

安全報告書へのご感想、当社の安全への取り組みに対するご意見をお寄せください。

〒949-0554
新潟県糸魚川市大字山口151-1
株式会社糸魚川シーサイドバレー
TEL 025-558-2311 FAX 025-558-2540
e-mail info@seasidevalley.com
<http://www.seasidevalley.com/>

索道運転事故等届出書

令和6年 12月分

北陸信越運輸局長 殿

事業者名 糸魚川シーサイドバレー

提出 令和7年1月14日

発生日時	索道種類	事故等種類	場所	都道府県	原因	概要	支障時間	死 傷 者 数										再発防止対策	備考	
								乗客		旅客		係員		公衆		計				
								死	傷	死	傷	死	傷	死	傷	死	傷			
令和6年 12月25日 9時50分	特殊索道（固定循環式）	人身傷害	糸魚川シーサイドバレースキー場第2ロマンスリフト山麓停留場内1号支柱付近乗車位置より約10m先、雪面より高さ1m50cmの位置	新潟県	乗客が座り直した際搬器から転落	スキー着用の乗客2名が乗車した際、内側乗車した乗客が自身の思うような乗車位置に着座できなかった為、座り直しを行ったところ誤って斜めに腹から第1支柱付近に転落。気付いた乗客係が外にある操作盤停止ボタンで直ちに停止させた、その後職員は乗車位置付近に誘導し様態確認を行い、わき腹が痛むとの事でパトロール本部へ連絡。モバイルで本部に搬送し再度様態確認。その後友人の車で病院へ行き、肋骨骨折と診断。（2本にひびが）	10		1										2名乗車する場合は乗車位置で平行に並んで乗車して頂くよう、お客様に再度注意喚起をするとともに、案内看板を各リフト山麓停留所等、施設内に掲示案内する。今回事故に遭われた乗客は80歳と高齢であり、高齢者乗客の際には乗客係のみならず索道係員全体で安全確認を行い、場合によっては1名乗車補助を行うよう索道職員に朝礼で指示を行った。	

注1. 発生日時順に記入すること。

2. 事故等の種類等に応じ、支障時間から備考までの欄については、関連のない欄には記入する必要はない。

3. 各欄には、以下の要領に従って記入すること。

「発 生 日 時」； 発生日時を記入すること。

「索 道 種 類」； 次の場合分けに従って該当する記号及び名称を記入すること。

1 - a 普通索道 (交走式) 1 - b 普通索道 (循環式) 1 - c 普通索道 (その他)

2 - a 特殊索道 (循環式) 2 - b 特殊索道 (滑走式) 2 - c 特殊索道 (その他)

「事故等種類」； 次の場合分けに従って該当する記号及び名称を記入すること。ただし、「インシデント」とは規則第4条第2項に規定する事態をいう。

ア 索条切断 イ 搬器落下 ウ 搬器衝突 エ 搬器火災 オ 人身障害 カ インシデント

「都 道 府 県」； 事故等が発生した場所の都道府県名を記入すること。

「原 因」； すべての事故等について、その事故等の原因を記入すること。

「概 況」； すべての事故等について、その事故等の概況を記入すること。

「支 障 時 間」； 支障していた時間を記入すること。単位 (分) は記入しない。

「死 傷 者 数」； 死傷者の分類ごとに死傷者数を記入すること。単位 (人) は記入しない。

「再発防止対策」； 発生した事故等について、再発防止対策を講じた場合には、その内容を記入すること。

「備 考」； 事故等が特に異例な場合、その他特筆すべき事項がある場合には、記入すること。